

阿久根市産業連関表作成等支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

このプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、阿久根市が実施する「阿久根市産業連関表作成等支援業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものである。

1 本業務の概要

(1) 業務名

阿久根市産業連関表作成等支援業務委託

(2) 本業務の目的

本業務は、市内の各産業における生産・販売等の状況を把握し、域内経済の循環を促すための仕組みを構築するため、阿久根市が作成しようとする「産業連関表」について、受託者において、産業連関表及び経済波及効果推計ツールの作成に関する支援を行うほか、阿久根市役所職員を対象とした経済波及効果推計ツール等を用いた政策立案能力向上研修を実施することにより、阿久根市における産業連関表等の作成及び活用が円滑に推進されることを目的として実施する。

(3) 本業務の内容

別紙1「阿久根市産業連関表作成等支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行場所

阿久根市役所本庁舎内

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 提案限度額

1,650千円（消費税及び地方消費税含む。）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 本市の物品の購入等に係る入札参加資格者名簿において、以下の分類に登録されていること。

【大分類】335（調査・研究）、【小分類】002（市場経済調査）

(3) 本市の物品購入等有資格業者の指名停止措置を受けている者でないこと。

(4) 市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等を滞納している者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続の開始申立て

をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続の開始申立てをしている者でないこと。

- (6) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 本業務を履行する体制を有していること。
- (8) 鹿児島県内に主たる事務所又は実態を有する従たる事務所を有し、契約期間中において本市と円滑な連絡調整が迅速かつ適切に行えること。

#### 4 スケジュール

実施内容	日程
公募開始	令和 6 年 4 月 19 日（金）
質問書の提出期限	令和 6 年 4 月 26 日（金）
質問に対する回答	令和 6 年 4 月 30 日（火）
参加資格確認申請書の提出期限	令和 6 年 5 月 1 日（水）
参加資格確認結果の通知	令和 6 年 5 月 8 日（水）
企画提案書の提出期限	令和 6 年 5 月 15 日（水）
プロポーザル方式候補者選定審査会（書類審査）	令和 6 年 5 月中旬
審査結果の通知	令和 6 年 5 月下旬
審査結果の公表	令和 6 年 5 月末
契約締結	令和 6 年 6 月中旬

#### 5 質問の受付及び回答

質問は、実施要領及び仕様書の内容に関するものだけに限り受け付けるものとする。

##### (1) 提出方法

電子メールに質問書（別記第 1 号様式）を添付して、以下のとおり提出すること（電話や口頭での質問は受け付けない。）。

【メール件名】 産業関連表作成等支援業務に係る質問書（事業者名）

【送信先アドレス】 kankosuishin@city.akune.kagoshima.jp

また、送信後は、受信状況を電話で確認すること。（鹿児島県自治体情報セキュリティクラウド及び市のスパムメール対策システムにより、電子メールが到達しないことがあるため。）

##### (2) 提出期限

令和 6 年 4 月 26 日（金）午後 5 時 15 分（必着）

##### (3) 質問に対する回答

令和 6 年 4 月 30 日（火）午後 5 時 15 分までに電子メールで回答する。

## 6 応募方法等

### (1) 参加資格確認申請書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

#### ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル方式参加資格確認申請書（別記第2号様式）
- (イ) 誓約書（別記第3号様式）
- (ウ) 納税証明書（※阿久根市に納税義務がある場合）

#### イ 提出方法

郵送又は持参で提出すること。（電子メール又はFAXでの提出は不可。）

#### ウ 提出先

「10 連絡先及び提出先」に示す部署

#### エ 提出期限

令和6年5月1日（水）午後5時15分（必着）

#### オ 参加資格確認結果の通知

参加資格の有無を令和6年5月8日（水）までに通知する。参加資格を有している場合、企画提案書を提出すること。

### (2) 企画提案書

#### ア 作成方法

提出書類は、原則として日本工業規格A4判サイズで作成すること。

#### イ 提出書類及び部数

以下の書類を各1部提出すること。

なお、書類ごとにインデックス等により見出しを貼付し、A4縦型フラットファイル等に左綴じとすること。

#### (ア) 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、仕様書に示す業務内容について具体的に提案するものとし、あわせて、以下の項目を必ず記載すること。

- ・ 履行実績（同種・類似案件の実績）
- ・ 実施体制
- ・ 工程表

#### (イ) 予算見積書（任意様式）

#### (ウ) 法人等の概要調書（別記第4号様式）

#### ウ 提出方法

郵送又は持参で提出すること。あわせて、提出書類一式のデータ（PDF形式）を電子メールにて提出すること。

#### エ 提出先

「10 連絡先及び提出先」に示す部署

#### オ 提出期限

令和6年5月15日（水）午後5時15分（必着）

#### カ その他

- (ア) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

- (イ) 提出された書類の内容を変更すること、また、提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (ロ) 提出された書類は返却しない。
- (エ) 提出された書類は必要に応じて複写することがある。
- (オ) 提出された書類は情報公開の請求により阿久根市情報公開条例（平成13年阿久根市条例第15号）の規定に基づき、その全部又は一部を開示することがある。

## 7 審査

### (1) 審査方法

企画提案書について審査委員による書類審査を実施し、審査基準に基づく評価を行い、全委員の合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

### (2) 審査基準（審査項目、配点）

別紙2「阿久根市産業関連表作成等支援業務委託公募型プロポーザル審査基準」のとおり

## 8 審査結果の通知及び公表

審査結果については、文書により通知する。また、以下の項目について阿久根市ホームページに公表する。

- ・ 業務等の名称等
- ・ 候補者の商号または名称及び所在地
- ・ 審査結果一覧表（提出者名は除く。）

## 9 契約手続

受託候補者と令和6年6月中旬に契約締結の手続を行う予定である。

## 10 連絡先・提出先

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地  
阿久根市役所商工観光課観光推進係  
担当：山平（やまひら）  
電話：0996-73-1114  
電子メール：kankosuishin@city.akune.kagoshima.jp